慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民事実務フォーラム
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2004
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.1 (2004. 12) ,p.323-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20041215-0323

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民事実務フォーラム

法は不断に生成発展し、ある時点で固定的に捉えてしまうことを許さない。法の歴史は、このような法の変動を長期的な単位で把握した上で語られるに過ぎない。

本フォーラムは、《実務》（判例・裁判例）の最前線における動向とそこに見られる法の変成プロセスに焦点を当てることによって、その法の動的な姿を捉え、将来の発展の可能性を探るとともに、その進むべき方向を積極的に先導しようという趣旨から結成されたものである。そのため、我々は、ある特定の判決を個別的に扱うのではなく、複数の判決を取り上げて共通の問題を抽出し、そこに潜む発展に向けての力学を明らかにし、必要な場合には新たな理論的枠組みを提供することを共通の課題にしたいと考えている。もっとも、どのようなアプローチをするかは、テーマに応じて、最終的には、担当者の判断に委ねられている。

法の最前線の問題を取り上げる場合、多くは実務家的な視点と分析が先行することになる。それは、現場で生の事件に日々接している実務家の特権だといえよう。たとえば、「大阪民事実務研究会」においては裁判官の立場から、実務の動向につき実証的かつ客観的な分析が加えられている（判例タイムズ誌参照）。これに対して、我々はあくまでも研究者的な視点から、現場とは距離を置きつつ実務を支える「民事法学理論」の確立に主眼を置きたいと願っている。もっとも、研究会においては、慶應義塾法科大学院所属の実務家からも忌憚のないご意見を頂き、時には報告をお願いしている。実務の実状を無視した議論では意味が半減しかねないからである。

フォーラムが取り上げる対象分野に関してはとくに限定せず、広く《民事》であれば扱って行きたい。さしあたり民法が中心となるだろうが、最終的にはこれも担当者に委ねられている。

今後、本誌において、毎号２名の担当者が随意に選んだテーマについて研究会での報告と討議に基づいた論評を公表する予定である。特定の論点に関して、あるいは現状の描写、あるいは問題の提起をし、あるいは将来に向けての提言を通じて、議論の「場」が備えられ、その「輪」が少しでも広まって行くことを目指して、あえて研究会を《フォーラム》と名づけた次第である。

以上が《民事・実務・フォーラム》のマニフェストである。弁護士ならびに裁判官が、実務の最前線で新たな問題に直面して旧来の判例・学説を乗り越えようと挑戦する際に、ささやかなりとも役に立ち、また貢献できるフォーラムへと成長することを願っている。

民事実務フォーラム代表
金山直樹　片山直也